

区域対応方針に基づく令和 7 年度 of 取組事項について（協議）

＜地域医療構想における推進区域の設定について＞

- 国は、令和 6 年度、令和 4 年度病床機能報告数値と令和 7 年の必要病床数との差異が特に生じている区域について、各都道府県で 1～2 か所を「推進区域」として設定し、岩手県においては急性期病床数が最も過剰であった両磐構想区域が「推進区域」に設定されました。「推進区域」に設定された場合、「区域対応方針」を策定の上、令和 7 年度において当該対応方針に掲げる取組を行うこととされています。
- 今年 6 月に両磐圏域の主な医療機関を訪問し、区域対応方針に基づく令和 7 年度の取組事項について、説明を行うとともに、医療機関の入院・外来の状況（病床利用率や他医療機関との連携状況等）について確認を行いました。
- 今年度下半期に、病院・有床診療所の具体的対応方針を更新していただき、12～1 月に開催予定の地域医療構想調整会議（地域医療を守る懇談会）でとりまとめる予定です。各医療機関に具体的対応方針を更新いただく際の様式に、病床機能報告の基準日（7 月 1 日）と同日を基準日として、病床単位で病床機能を記入する欄を設けるため、御協力の程お願いいたします。

■（参考） 区域対応方針の概要について

以下のとおり、令和 7 年度における区域対応方針が策定された（下線部は守る懇での意見に基づき、追加された内容であること）。※詳細については、別添のとおりに

（1） 構想区域における対応方針

限られた医療資源のもと、病床機能の分化と連携を推進し、効率的で質の高い医療提供体制を構築する。

（2） 構想区域における対応方針を達成するための取組

病床単位で医療機能を把握し、地域医療構想調整会議において、現状や将来の医療需要を踏まえた医療機関の役割分担に係る議論を行う。

（3） 必要量との乖離に対する取組

- 病床機能報告において、医療機関に対し、病棟内で最も多くの割合を占める患者に相当する機能を報告するよう周知すること。
- 病床機能報告上、急性期病床数が過剰となっていることから、医療機関に対し、1 病棟の中で急性期と回復期の患者が同数の場合には、回復期で報告いただくよう依頼すること。
- 地域医療介護総合確保基金を活用し、病床減少を伴う病床機能再編に取り組む医療機関の財政的支援を行うこと。

〔守る懇における主な意見等〕

- ・ 病床機能報告は、病棟単位での報告となっており、実態把握が難しいことから、病床単位で医療機能を把握することが必要
- ・ 病床機能報告において、病棟より小さい単位での報告ができるように国に求めること、調査方法が実態にそぐわないことを国に伝えることを区域対応方針の取組事項に記載するのはどうか。（記載見送り）

■ 令和 7 年度の取組について

〔取組内容〕 区域対応方針で定めた取組事項の実施

新たな地域医療構想の策定に向けたデータ収集等を行う。

〔到達目標〕

現状や将来の医療需要を踏まえて医療機関の役割分担に係る議論を行う。